5. 関係機関・団体等との連携

公益財団法人犯罪被害救援基金

公益財団法人犯罪被害救援基金は、昭和56年5月に広く国民から募った浄財を基に設立されました。

主な事業として、犯罪被害者遺児に対する奨学金の給与を行っているほか、生活相談、民間被害者支援団体に対する様々な協力も行っており、我が国の犯罪被害者等支援の充実に寄与しています。

● 公益財団法人犯罪被害救援基金のHP
http://kyuenkikin.or.jp/

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

全国被害者支援ネットワークは、8県に設置された民間被害者支援団体により、平成10年5月に設立されました。その後、全国被害者支援ネットワークの加盟団体は年々増加し、平成21年7月には47都道府県すべてに設置された民間被害者支援団体が加盟することとなりました。

全国被害者支援ネットワークでは、

- 全国犯罪被害者支援フォーラムの開催等情報交換に関する事業
- 全国研修会等教育・訓練に関する事業
- 犯罪被害者等支援に関する調査・研究事業
- 広報啓発に関する事業

等を行っています。

特に、広報啓発に関する事業として、全国被害者支援ネットワークの活動の契機となった、平成３年の「犯罪被害給付制度発足 10 周年記念シンポジウム」が開催された日（10 月３日）を「犯罪被害者支援の日」と定め、各種キャンペーンを行っています。

● 公益社団法人全国被害者支援ネットワークのHP
https://www.nnvs.org/

各都道府県の民間被害者支援団体（公益社団法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体）

全国被害者支援ネットワークには、現在、各都道府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けた 47 の民間被害者支援団体（平成 27 年 6 月に全都道府県に設立）と、その指定を目指す 1 の民間被害者支援団体が加盟しています。また、これらの団体のうち、寄付金控除等の対象となる公益社団法人に 41 団体、認定特定非営利活動法人に6団体が認定されています。

民間被害者支援団体は、警察や関係機関と連携を図りながら、

- 犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動
- 電話相談、面接相談
- 病院や裁判所等への付添い
- 被害者・遺族の自助グループ支援
- ボランティア相談員の養成・研修

等の活動を行い、被害者の精神的被害の回復等被害の早期軽減に大きな役割を果たしています。

犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者等早期援助団体とは、「犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、犯罪被害者等支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人」であって、その事業を行う者として、都道府県公安委員会から指定を受けた団体をいい、具体的事業として

- 犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動
- 犯罪被害等に関する相談への対応
- 犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助
- 物品の貸与又は供与、役務の提供その他の方法による犯罪被害者等の援助

を行っています。

犯罪被害を受けた直後の犯罪被害者等は、混乱や精神的ショックなどにより、自ら援助を求めることができない場合があります。こうしたことから、犯罪被害者等早期援助団体では犯罪被害者等の同意を得た警察本部長等から、犯罪被害の概要等に関する情報の提供を受け犯罪被害者等に積極的にアプローチし、必要とされる援助を行っています。

警察と関係機関・団体等とのネットワークの構築

犯罪被害者等のニーズは、生活支援、医療、公判に関すること等極めて多岐にわたっています。したがって、警察においてそのすべてに対応することはできず、総合的な犯罪被害者等支援を行うためには、司法、行政、医療、報道機関等の犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等が相互に連携していくことが必要です。

こうした考え方に基づき、警察のほか、地方公共団体、関係機関・団体等で構成する「被害者支援連絡協議会」が全都道府県に設立されています。この連絡協議会の下、各機関・団体等の緊密な連携と協力により、犯罪被害者等のニーズに対応した支援活動を推進しています。

さらに、個々の事案において、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな支援を行うために、警察署等を単位とした連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）を構築しています。

「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成への取組

犯罪被害者等が受けた被害の軽減、回復には、周囲の方の理解や共感、配慮及び協力がとても大切です。

地域社会において、犯罪被害者等が受けた痛み、命の大切さ、支援の必要性等に理解が深まれば、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運が醸成され、ひいては「安全で安心して暮らせる地域社会」の実現にも大きく役立つものと期待されています。

警察では、民間被害者支援団体等の関係機関・団体と連携しながら、中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を開催するなど、あらゆる機会を利用して犯罪被害の実態や犯罪被害者等支援の重要性等に関する広報啓発活動を行っています。

命の大切さを学ぶ教室

犯罪被害者等支援のその他の取組

警察以外においても、検察庁、裁判所、都道府県、市区町村等で様々な犯罪被害者等支援のための取組が行われています。

その他、日本司法支援センター（法テラス）では、損害の回復や苦痛の軽減を図るための法制度に関する情報を提供するほか、犯罪被害者等支援の経験や理解のある弁護士の紹介などを行っており、弁護士会では、犯罪被害者等に対する無料法律相談を実施しています。

- 法務省のHP
  https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html
  法務省のホームページ「犯罪被害者の方々へ」のコーナーでは、被害者等通知制度をはじめとした被害者保護と支援のための制度について紹介されています。

- 裁判所「裁判所における犯罪被害者保護施策」HP
  https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/index.html

- 日本司法支援センター（法テラス）
  「犯罪被害者支援専用ウェブページ」
  https://www.houterasu.or.jp/lp/higaishashien1/

犯罪被害者週間における警察音楽隊による演奏会